

勧告等措置区分（津波対策）
泉州港

区分：「**第二体制（津波避難勧告）**」

「**津波警報・大津波警報**」発表時発出、措置内容

- ・在港の船舶は、荷役を中止すること。
- ・在港の船舶は、係留強化等の措置を講ずるか又は安全に出港できる船舶は、港外に避難すること。
- ・各船舶は、乗組員の生命の安全を第一に考慮すること。

区分：「**第一体制（津波警戒勧告）**」

「**津波注意報**」発表時発出、措置内容

- ・在港の船舶は、津波に関する情報収集に努め、係留強化等の津波対策に留意すること。